

両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、  
子育て期短時間勤務支援助成金）支給要領

<目次>

第1	事業所内保育施設・運営等支援助成金	2
1	趣旨	2
2	定義	2
3	支給対象事業主等の要件	3
4	支給対象となる事業所内保育施設	5
5	支給額	8
6	設置・運営計画等の認定申請	14
7	計画の認定	16
8	計画の変更の申請及認定	17
9	支給申請手続	17
10	返還	21
11	調整	21
第2	子育て期短時間勤務支援助成金	22
1	趣旨	22
2	支給対象事業主の要件	22
3	助成金の対象となる短時間勤務	23
4	支給額	23
5	支給申請手続	24
6	返還	24
7	調整	25
8	経過措置	25
第3	不支給要件(共通事項)	25
第4	支給申請期間及び認定申請期間の取扱い(共通事項)	25
第5	支給申請書及び認定申請書の受理(共通事項)	26
第6	支給決定手続(共通事項)	26
1	支給決定	26
2	支給台帳の作成	26
3	支給又は不支給の決定	26
4	支給決定等の通知	26
5	支給の方法	26
第7	助成金に係る不正受給(共通事項)	26
第8	支給制限(共通事項)	27
第9	代理人の取扱い(共通事項)	27

## 1 趣旨

一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替え又は保育遊具の購入を行った事業主又は事業主団体に対する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（以下、第1において「助成金」という。）の支給により、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

## 2 定義

### (1) 共同事業主

共同事業主とは、次のいずれにも該当する複数の事業主をいう。

- ア 共同するすべての事業主の合意に基づく協定書等を締結していること。
- イ 上記アの協定書等は、設置主体（所有者）、共同事業主名、設置場所、建物の構造設備、運営に要するすべての経費の負担に関する事項、施設の運営管理に関する事項、その雇用する労働者の利用に関する事項、有効期間及び協定年月日を掲げたものであること。
- ウ 上記アの協定書等は、すべての共同事業主の代表者が記名、押印したものであること。

### (2) 事業主団体

事業主団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

- ア 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定するもの）
- イ 商工組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第8号に規定するもの）
- ウ 商店振興組合及び商店振興組合連合会（商店振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づくもの）
- エ 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づくもの）
- オ 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に基づくもの）
- カ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づくもの）
- キ 公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づくもの）
- ク 特例社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）に基づくもの）
- ケ 上記アからクまでの団体以外の団体であって、次の要件を満たすもの
  - (イ) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有するものであること。
  - (ロ) 代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。例えば、事務局長を選任している等、事務を行うために必要な体制が確立されていること。

### (3) 中小企業事業主

中小企業事業主とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の3第1項第1号ロに規定するところにより、その資本の額又は出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、2か月を超える雇用期間の定めのある者及び雇用期間の定めのない者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の労働者とおおむね同等である者をいう。以下同じ。）の数が企業全体で300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。

なお、「中小企業事業主」の判定は、支給申請日の属する月の初日における資本の額若しくは出資

の総額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により、下表の主たる事業の対象範囲に基づき行うものであること。ただし、個人、特殊法人のうち資本金を有しないもの、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、共同組合等にあつては、常時雇用する労働者の数により判定するものであること。

この場合において、「資本の額又は出資の総額」とは、いわゆる資本金額又は払込済出資総額をいうものであること。

また、事業主団体については全て中小企業事業主に該当しないものとし、共同事業主については構成事業主ごとに「中小企業事業主」の判定を行うものとする。

日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）による業種区分表

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）	サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、 小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食良品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）		
製造業 その他	上記以外のすべて		

(4) 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者とおおむね同等である者」とは、現に当該企業の通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間以上である場合は、おおむね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間が40時間を上回っている場合は、「おおむね同等」とは、当該所定労働時間とおおむね同等であるものとする。

### 3 支給対象事業主等の要件

助成金は以下の(1)～(3)の全てを満たす雇用保険の適用事業主及び事業主団体（以下「事業主等」という。）に支給するものとする。

(1) 助成される費用ごとにそれぞれ次のア～エの各号のいずれかに該当する事業主等であること。

ア 設置費

設置費の対象となるのは、以下の各号を全て満たす事業主等であること。

(ア) 新たに事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始(最初の利用者(事業主等が雇用する

雇用保険の被保険者に限る。)の子の保育を開始する日をいう。以下同じ。)することについて、「事業所内保育施設設置・運営計画」(以下「設置・運営計画」という。)を作成し、6の(1)に示すところにより、当該事業所内保育施設を設置する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下、第1において「労働局長」という。)の認定を受けていること。

(イ) 設置・運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始したこと。

(ウ) 過去に国、財団法人21世紀職業財団及び財団法人こども未来財団(以下「国等」という。)から事業所内保育施設の設置に係る費用の支給を受けていないこと。

#### イ 運営費

運営費の対象となるのは、以下の各号のいずれかを満たす事業主等であること。

(ア) 上記アにより、設置・運営計画に基づき事業所内保育施設を設置し、運営を開始したこと。

(イ) 事業所内保育施設を運営することについて、「事業所内保育施設運営計画」(以下「運営計画」という。)を作成し、6の(2)に示すところにより、労働局長の認定を受け、当該運営計画に基づき、認定日の翌日から起算して、原則として6か月以内に事業所内保育施設の運営を開始したこと。

(ウ) 事業所内保育施設の運営を開始してから1年を経過する日までの期間(事業所内保育施設の運営開始予定日の2か月前の日の翌日から当該予定日の前日までの期間を含む。)に、運営計画を作成し、6の(2)に示すところにより、労働局長の認定を受けていること((ウ)を満たす事業主を以下「事後認定事業主等」という。))。

(エ) 過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間(5年間)を経過した事業主又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

(オ) 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間(5年間)を経過していない事業主等であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

#### ウ 増築費

増築費の対象となるのは、次のいずれかに該当する事業主等であること。

(ア) 既存の事業所内保育施設の増築・改築(以下「増築」という。)又は建替えを行った事業主等で、以下の各号のいずれかを満たすものであること。両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費又は事業所内保育施設設置・運営等助成金の設置費の有無は問わない。ただし、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金(設置費又は増築費)を受給した事業主等については、事業所内保育施設の運営開始又は運営再開後、5年を経過していること。

a 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を設ける増築を行う場合は、当該増築を行うことについて、「事業所内保育施設増築計画」(以下「増築計画」という。)を作成し、6の(3)のアに示すところにより労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を増築していること。

なお、いずれの増築についても、当該増築に係る施設は、増築前及び増築後のいずれにおいても4の要件を満たしていること。また、定員増を伴う増築の場合は、定員が5人以上、面積が35m<sup>2</sup>以上増加していること。安静室を設ける増築の場合は、利用定員2人以上、1人当たり1.98m<sup>2</sup>以上、面積3.96m<sup>2</sup>以上の安静室であること。

安静室を設ける増築については面積の増加は要件でないこと。

- b 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合は、当該建替えを行うことについて、「増築計画」を作成し、6の(3)のイに示すところにより労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を建て替えていること。

なお、建替えに係る既存の事業所内保育施設及び建替え後の事業所内保育施設は、いずれも4の要件を満たしており、かつ、建替え後の事業所内保育施設の建築延べ面積が、既存の事業所内保育施設より定員が5人以上、面積が35m<sup>2</sup>以上増加していること。

- (イ) 4の(1)、(2)又は(4)の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の(1)、(2)及び(4)の要件を満たす施設にするための増築又は建て替えを行う事業主等であって、「増築計画」を作成し、6の(3)のア又はイに示すところにより、当該申請に係る労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を増築又は建替えていること。

#### エ 保育遊具等購入費

保育遊具等購入費の対象となるのは、事業所内保育施設で用いる保育遊具等を購入した事業主等であって、当該事業所内保育施設の設置・運営計画又は増築計画が認定された日から当該事業所内保育施設の設置費又は増築費の支給申請期間の初日の前日までに保育遊具等を購入し、納品されており、かつ、設置費又は増築費と併せて支給申請を行うものであること。ただし、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金(保育遊具等購入費)を受給した事業主等については、当該助成金の受給(支給決定日)から5年を経過していること。

- (2) 育児休業、所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づいて労働協約又は就業規則に定めている事業主等であること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を労働局長に届け出ていること、また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

## 4 支給対象となる事業所内保育施設

助成金の支給の対象となる事業所内保育施設は、次の全てに適合するものであること。

### (1) 施設の規模について

乳幼児の定員(施設要件及び保育士の配置要件から同時に保育することが可能な乳幼児数を上限として設定される人数をいう。以下同じ。)が10人以上であり、1人当たりの面積が原則として7m<sup>2</sup>以上であること。

なお、建物が合築の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持分に応じて積算し、室内の規模に加算することができるものであること(共用部分の床面積に保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。)

### (2) 構造設備について

ア 満2歳未満の子を保育する乳児室及び満2歳から小学校就学の始期に達するまでの子を保育する保育室(以下「保育室等」という。)のほか、調理室及び便所があること。

イ 乳児室の面積は、1人当たり1.65m<sup>2</sup>以上、保育室の面積は、1人当たり1.98m<sup>2</sup>以上であること。なお、面積とは建築基準法の延べ床面積(壁の中心線で算出)であること。

ウ 乳児室は、保育室と区画されていること。

エ 保育室等は、採光及び換気が確保されていること。

オ 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室等及び調理室と区画されていること。

また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

カ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。非常口は、通常の出入口の他に設置されていること。

キ 保育室等を2階以上に設ける建物は、保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、

乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられる等、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）等の要件に適合すること。

(7) 保育室等を2階に設ける建物

- a 耐火建築物又は準耐火建築物であること。ただし、防火地域において100㎡を超える場合は、耐火建築物であること。
- b 常用として、屋内階段又は屋外階段のいずれか1以上の階段のほか、避難用として、次の施設又は設備が1以上設けられていること。
  - (a) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
  - (b) 待避上有効なバルコニー
  - (c) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
  - (d) 屋外階段
- c 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(イ) 保育室等を3階に設ける建物

- a 耐火建築物であること。
- b 常用として、屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造）又は屋外階段のいずれか1以上の階段のほか、避難用として以下の施設又は設備が1以上設けられていること。
  - (a) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
  - (b) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
  - (c) 屋外階段
- c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- d 保育所の調理室(以下の(a)又は(b)に該当するものを除く。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備のダクトが床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - (b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- e 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料により仕上げられていること。
- f 保育室等乳児若しくは幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- h 保育所のカーテン、敷物、建具等であって可燃性のものについて、防災処理が施されていること。

(ウ) 保育室等を4階以上に設ける建物

- a 耐火建築物であること。

- b 常用として屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造）又は屋外階段（同令第123条第2項各号に規定する構造）のほか、避難用として屋外階段（同令第123条第2項各号に規定する構造）が、設けられているものであること。
- c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- d 保育所の調理室（(a)又は(b)に該当するものを除く。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備のダクトが床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - (b) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- e 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料により仕上げられていること。
- f 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- h 保育所のカーテン、敷物、建具等であって可燃性のものについて、防災処理が施されていること。

- ク 安静室を設ける場合は、保育室等と区画され、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、以下の要件を満たすものであること。体調不良児とは、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や、発熱等の突発的な体調不良が生じた乳幼児をいうものであること。したがって、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではないこと。
  - (ア) 体調不良児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上であること。
  - (イ) 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

### (3) 運営について

#### ア 保育士の配置について

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人以上配置されていること。保育士とは、専任の保育士（保育を行う時間において、専ら保育に係る業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む。）をいう。以下同じ。）をいうものであり、その配置数は、現に入所している乳幼児の数（以下「現員」という。）に応じ、年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入した数を満たすことが必要であること。

なお、小学校就学の始期に達した児童を保育するための保育士の配置は、本助成金の対象外であること。

#### イ 医療機関との協力体制について

当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていること。

#### ウ 看護師の配置について

体調不良児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室には必ず看護師1人が、配置されていること。看護師については、専任の看護師をいうものであること。

### (4) 施設の設置場所について

下記のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。

- ア 事業所の敷地内
- イ 事業所の近接地
- ウ 労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビルその他の通勤に便利な場所）
- エ 労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）

(5) 利用条件等について

- ア 事業所内保育施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあつては、団体を構成する事業主が雇用する労働者。以下同じ。）又はその雇用する労働者以外の雇用保険の被保険者である労働者とする。ただし、定員の半数以下に限り、雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者を認めることは、差し支えないこととする（その雇用する労働者が1人以上いない月の運営費は支給しない。）。
- イ 雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと。
- ウ 0歳から小学校就学の始期に達するまで（6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。以下同じ。）の子の全部又は一部について利用できるものであること（支給対象となるスペースにおいては、小学校就学の始期に達した児童は利用対象外としているものであること。）。
- エ 保育時間は、当該事業所内保育施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること。
- オ 利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと。

## 5 支給額

支給額は、以下のとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、1事業主等につき1施設に限り支給する。

(1) 設置費

事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用の2分の1（中小企業事業主にあつては、3分の2）

ただし、2,300万円を限度とする。

なお、「事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用」には、次のア～キを含むものであり、ク～シを除くものであること。（保育施設部分の費用の算出ができない場合は、総費用に保育施設部分の床面積（玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算（共用部分の床面積に保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。）し、室内の規模に加算することができるものとする。）の比率を乗じた額とする。）。

また、保育施設と他の目的で使用する施設が合築されている場合は、設置費は、保育施設部分の設置費が支給対象費用となるものであること。

- ア 新たに事業所内保育施設を設置した場合は、建築に要した費用
- イ 既存の所有の建物を増築し新たに事業所内保育施設を設置した場合は、増築に要した費用（支給対象に係る部分に要した費用に限る。以下同じ。）
- ウ 既存の建物を購入して増築した場合又は既存の保育施設を購入して新たに事業所内保育施設を設置した場合については、購入費用及び増築に要した費用の合計額
- エ 既存の建物を賃借して、増築し、新たに事業所内保育施設を設置した場合については、増築に要した費用
- オ 設計監理料
- カ 不動産鑑定評価に係る費用（不動産評価証明書の申請料含む。）
- キ 建築に要した費用及び増築に要した費用には、表1の工事費を含む。
- ク 土地の取得に要した費用
- ケ 土地及び建物の賃借に要した費用
- コ 整地又は土地改良のための費用

サ 既存の建物の取り壊し（改築の場合は内装部分の取り壊しを含む。）に要した費用  
シ 備品費

おって、費用の算定に関しては、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て、額を決めるものとする。

表 1

工 事 名	工 事 内 容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設備工事に要する費用
冷房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設置工事に要する費用
汚物処理設備工事費	浄化槽（配管を含む。）その他汚物処理に必要な設備工事に要する費用
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費用
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用及び電気・放送設備に要する費用
消防用設備工事費 （自動火災報知設備工事を含む。）	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く（スプリンクラーその他消防法（平成23年法律第186号）及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用を含む。）。
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
自動火災報知設備工事費	自動火災報知設備工事に要する費用
排煙設備、非常用照明設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び建築基準法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用

テレビ、共聴設備工事費	共聴アンテナ（配線を含む。）の設備工事に要する費用
引湯・給湯工事費	引湯・給湯工事（配管を含む。）に要する費用。ただし、暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設備工事費に含まれる。
外構工事費	門、囲障、構内通路、駐車場、ロータリー、砂場等の外構設置工事に要する費用
その他工事費	その他上記以外に特に必要であるもので、雇用均等・児童家庭局長が必要と認める費用

## （２）運営費

ア 次のいずれかによる。

なお、増築費の対象となる増築・改築又は建替え後の運営費の助成は行わない。ただし、現に運営費の助成を受けている場合又は受けていた場合において10年間支給対象となることを妨げない。

### （ア）新たに事業所内保育施設の運営を開始した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用（事後認定事業主等にあつては、事業所内保育施設の運営を開始した日から運営計画の認定を受けた日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用を除く。以下同じ。）の合計額のうち、1年目から5年目までのものについて2分の1、6年目から10年目までのものについて3分の1。（中小企業事業主にあつては1年目から5年目までのものについて3分の2、6年目から10年目までのものについて3分の1。）

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間の限度とする。

### （イ）過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間（5年間）を経過した事業主等又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用の合計額の3分の1

支給対象期間は、連続する5年間の限度とする。ただし、当該施設について平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合は、当該助成金（育児・介護費用等補助コース）の受給期間と合せて5年間の限度とする。

### （ウ）平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していない事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用の合計額に対して、1年目から5年目までのものについて2分の1、6年目から10年目までのものについて3分の1（中小企業事業主にあつては1年目から5年目までのものについて3分の2、6年目から10年目までのものについて3分の1。）

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間の

限度とする。

イ 1年間の支給限度額は、施設の現員及び運営形態に応じ、表2及び表3に掲げるとおりとする（支給対象期間の途中から運営を開始した場合には、運営を開始した日以降の月数に対応する額（小数点以下切捨てとする。ただし、1月未満の端日数がある場合には日割額（月割額に端日数を乗じて当該月の日数で除した額（小数点以下切捨てとする。））を加えた額とする。）とし、共同事業主の構成事業主の1年間の支給限度額は一つの共同事業主を1事業主とみなして現員及び運営形態に応じ、表2及び表3に掲げる額に構成事業主ごとの負担割合を乗じた額とする。以下同じ。）。

なお、現員が定員を超える場合は、現員を定員に読み替えて、定員に対応する区分を適用するものとする。

ウ 現員は、支給対象期間の1日平均保育乳幼児数（一時保育を含む。）又は定員のいずれか少ない方の数とすること。

エ 支給対象期間のうち、2年目以降に1年間に3か月を超えて運営の休止期間がある場合は、当該休止した全期間を除いた期間を支給対象期間とすること。（休止により、支給対象期間が延長されるものではないこと。）

オ 「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」を行う場合の延長時間は、計画の認定を受けたそれぞれの延長時間について、各月1回以上、年12回以上（支給対象期間の途中から運営を開始した場合は、支給対象月数以上）の実績が必要であること。なお、「時間延長型運営」及び「深夜延長型運営」の定義は、表2のとおりであること。

カ 上記オについて運営実績が認められない場合は、支給対象期間のうち、当該運営実績のある各月における最長の延長時間数（計画の認定を受けた延長時間数を超える場合は、認定を受けた時間数とする。）をそれぞれ加えて、支給対象期間の月数で除して、得られた数を助成対象の延長時間数とすること。ただし、この場合の計算は、小数点以下第1位を四捨五入するものとし、2時間未満は切り捨てるものとする。

キ 「時間延長型運営」、「深夜延長型運営」又は「体調不良児対応型運営」について、年の途中から運営開始した場合に、1年間の支給限度額として通常型運営の場合の限度額に加える額は、当該運営を開始した日から算定するものとする。

ク 4の（3）のアの保育士の配置要件を満たしていない運営の形態がある場合には、当該運営の形態の当該月に係る運営費は支給しないものとする。

ケ 「運営に要した費用」とは、次のもので支給対象期間中に実際に支払った額をいうこと。

(ア) 事業所内保育施設に配置された専任の保育士及び看護師（体調不良児対応型運営の場合に限る。）の人件費（給料、諸手当、労働社会保険料等（雇用保険料、社会保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含まない。））

なお、給料には、保育士を保育従事者等研修会に参加させて、代替の保育士を雇い入れた場合の代替の保育士に支払った賃金を含む。

(イ) 事業所内保育施設が賃借物件である場合は、その賃借料（ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。）

(ウ) 事業主等が事業所内保育施設の建物を自ら設置又は賃借し、運営を別企業に委託している場合は、その委託料のうち、専任の保育士及び看護師（体調不良児対応型運営の場合に限る。）の人件費並びに賃借物件の場合はその賃借料（ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。）

表 2

## 1年目から5年目までにおける支給限度額

運営の形態 現員（注）	通常型運営 （1日の運営時間が11時間に満たないもの。以下同じ。）	時間延長型運営 （1日の運営時間が11時間以上であるもの。以下同じ。）	深夜延長型運営 （時間延長型運営において、延長される時間に午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に運営される時間があるもの。以下同じ。）	体調不良児対応型運営 （安静室を設け看護師を置いて運営するもの。以下同じ。）
15人未満	379万2千円	379万2千円に、1日の運営時間数から9時間を減じて得た時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が7時間を超える場合は、7時間。以下「延長時間数」という。）に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜における運営時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が延長時間数を超える場合は、延長時間数。以下「深夜延長時間数」という。）に4万円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不良児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師の配置に係る費用165万円を加えた額
15人以上 20人未満	540万円	540万円に、延長時間数に27万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に7万円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	699万6千円	699万6千円に、延長時間数に36万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に9万円を乗じて得た額を加えた額	

（注）現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

表 3

6年目から10年目までにおける支給限度額及び過去に運営費を受給している場合等の支給限度額

運営の形態 現員（注）	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不良児対応型
15人未満	252万8千円	252万8千円に、延長時間数に12万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に2万7千円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不良児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師の配置に係る費用110万円を加えた額
15人以上 20人未満	360万円	360万円に、延長時間数に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に4万7千円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	466万4千円	466万4千円に、延長時間数に24万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に6万円を乗じて得た額を加えた額	

(注) 現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

### (3) 増築費

ア 既存の事業所内保育施設について、1施設につき5人以上の定員増を伴う増築若しくは安静室を設ける増築又は4の(1)、(2)又は(4)の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の(1)、(2)及び(4)の要件を満たす施設にするための増築を行った事業主に対し、要した費用の2分の1

ただし、1,150万円を限度とする。

イ 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行った事業主に対し建替えに要した費用に建替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合を乗じて得た額の2分の1、又は4の(1)、(2)又は(4)の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の(1)、(2)及び(4)の要件を満たす施設にするための建替えを行った事業主に対し、要した費用の2分の1

ただし、2,300万円を限度とする。

「建替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合」とは、建替え後の事業所内保育施設の定員から既存の事業所内保育施設の定員を引いて得られた定員を、建替え後の事業所内保育施設の定員で除したものをいうこと。

なお、この場合「建替え後の事業所内保育施設の定員」及び「既存の事業所内保育施設の定員」は、ともに保育施設の床面積を7㎡で除した数(小数点以下切捨て)とするものであること。

ウ 助成の範囲及び費用の算定については、設置費に準ずるものとする。

### (4) 保育遊具等購入費

施設の保育遊具等(一品の単価が1万円以上の室内遊具、園庭に設置する固定遊具又は備品であって、総額20万円以上のもの)の購入に要した額から、10万円を控除した額。

ただし、1施設につき40万円、5年間に1回の支給を限度とする。

なお、「保育遊具等」については、保育室において使用する積木等遊具、園庭に設置する遊具及び保育活動に必要な備品とし、一品の単価（セット販売を含む。）が1万円以上であること。これには、室内遊具、備品（お散歩カー、ピクニックテーブル、椅子、オルガン等の楽器、ビデオデッキ、ミニシアター等の視聴覚教材、調理用器具等を含む。）及び園庭に設置する固定遊具（ブランコ、シーソー、すべり台等）が含まれること。また、乳幼児の安全に配慮したものであること。

## 6 設置・運営計画等の認定申請

### (1) 設置・運営計画の認定申請

設置・運営計画の認定を受けようとする事業主等は、原則として事業所内保育施設の設置に着手する2か月前（購入による場合は原則として購入の2か月前）までに、「事業所内保育施設計画認定申請書」（保様式第1号）に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

ア 新築、増築又は建替えに共通する書類

(ア) 新築、増築又は建替えにより新設する事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図（保育所が複数階ある場合にあっては各階のもの。）立面図、矩計図、仕上表、建具表（建具がある場合に限る。）

(イ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写し）

(ロ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写し）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し））

なお、認定申請書の提出期限までに確認済証の交付が受けられない場合は、確認済証（写し）に代えて確認申請書（写し）を添付すること。ただし、計画の認定は確認済証（写し）の提出後に行うものであるため、事業主等は確認済証が交付され次第、確認済証（写し）を労働局長に提出すること。

イ 増築又は建替えにより事業所内保育施設を新設する場合は、アに加えて増築又は建替えに係る部分の増築又は建替え前の平面図及び写真

ウ 建物を賃借する場合は、アに加えて次の書類を添付すること。

(ア) 賃貸借契約書

(イ) 建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写し）、かつ、増築に関する承諾書（写し）

エ 当該事業所内保育施設を借地上に建築する場合は、アに加えて次の書類を添付すること。

(ア) 賃貸借契約書

(イ) 敷地の所有者の建築に関する承諾書（写し）

オ 体調不良児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、ア(ア)の書類に安静室を含めること。

なお、事業所内保育施設の「付近見取図、配置図、平面図、断面図」は、原則として下表に基づくものとする。

書 類 名	明 示 す べ き 事 項
付近見取図 (縮尺1/200~1/600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺1/200~1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別

平面図 (縮尺1/50~1/200)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺1/20~1/200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(注) 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺によることが難しいときは、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。	

## (2) 運営計画の認定申請

運営計画の認定を受けようとする事業主等は、原則として事業所内保育施設の運営を開始する予定の日の2か月前までに、事業所内保育施設計画認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

なお、運営開始後1年未満の事業所内保育施設について、運営計画の認定を受けようとする事業主等（当該事業所内保育施設の運営を開始する予定の日の2か月前までに事業所内保育施設認定申請書を提出しなかった事業主等を含む。）は、事業所内保育施設の運営開始後1年を経過する日の2か月前までに提出するものとする。

ア 申請に係る事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図（保育所が複数階ある場合にあつては各階のもの。）並びに立面図

イ 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写し）

ウ 申請に係る事業所内保育施設が賃借物件である場合は、アに加えて賃貸借契約書（写し）

エ 申請に係る事業所内保育施設が体調不良児対応型運営を行う場合は、アの書類に安静室を含めること。

オ 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写し）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し））

## (3) 増築計画の認定申請

ア 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う増築若しくは安静室を設ける増築を行う場合又は4の(1)、(2)又は(4)要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の(1)、(2)及び(4)要件を満たす施設にするための増築を行う場合

既存の事業所内保育施設の増築を行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、原則として事業所内保育施設の増築に着手する2か月前までに、事業所内保育施設計画認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

なお、過去に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行ったことのある事業主等で、既に提出している書類については再度の提出を要しないものとする。

(ア) 増築する保育施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図（保育所が複数階ある場合にあつては各階のもの。）立面図、矩計図、仕上表、建具表（建具がある場合に限る。）

(イ) 上記(ア)が安静室の増築である場合は、安静室の平面図

(ロ) 増築に係る部分の増築前の平面図、写真

(エ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写し）

(オ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写し）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し））

(カ) 建物を賃借する場合は、賃貸借契約書及び建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写し）、増築を行う場合は、増築に関する承諾書（写し）

- (キ) 借地上に設置された事業所内保育施設を増築する場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書（写し）
- イ 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合又は4の（1）、（2）又は（4）の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の（1）、（2）及び（4）の要件を満たす施設にするための建替えを行う場合
- 既存の事業所内保育施設について建替えを行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、原則として建替えに着手する2か月前（購入による場合は購入の原則として2か月前）までに事業所内保育施設計画認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。
- なお、事業所内保育施設の建替えに伴う、新たな事業所内保育施設の設置の方法は、新築による場合、増築による場合、賃借した建物の増築による場合等を含む。
- 過去に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行ったことのある事業主等で、既に提出している書類については再度の提出を要しないものとする。
- (ア) 既存の事業所内保育施設の付近見取図、配置図及び平面図
- (イ) 建替えに係る新たな事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図及び断面図（保育所が複数階ある場合にあつては各階のもの。）、立面図、矩計図、仕上表、建具表（建具がある場合に限る。）
- (ロ) 増築して事業所内保育施設を建て替える場合は、増築に係る部分の増築前の平面図、写真及び増築図面（平面図及び断面図（保育所が複数階ある場合にあつては各階のもの。）、立面図、矩計図、仕上表、建具表（建具がある場合に限る。）
- (ハ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写し）
- (ニ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写し）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し））
- (ホ) 建物を賃借し、増築して事業所内保育施設に建替える場合は、賃貸借契約書及び建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写し）、かつ、増築を行う場合は、増築に関する承諾書（写し）
- (ヘ) 事業所内保育施設を借地上に建て替える場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書（写し）
- (4) 共同事業主等の認定申請
- ア 共同事業主が上記（1）、（2）又は（3）の認定申請を行う場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請を行わなければならない。その際、定められた添付書類のほか、以下の書類を添付するものとする。
- (ア) 共同事業主構成事業主名簿（保様式第1号別紙）
- (イ) 事業主間の協定書等、事業所内保育施設の費用負担や運営管理の内容を確認できる書類（写し）
- イ 事業主団体が上記（1）、（2）又は（3）の認定申請を行う場合は、定款、寄付行為、その他団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を添付するものとする。

## 7 計画の認定

- (1) 労働局長は、事業主等から提出された認定申請書を受理した場合は、「両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）支給台帳」（保様式第7号）を作成し、所要事項を記載するものとする。
- (2) 労働局長は、認定申請がなされた後、速やかにその内容を審査し、適切なものであると認めた場合は認定を行い、適切でないとして認めた場合は不認定とする。

なお、6の(1)及び(3)において、認定申請書の提出期限までに建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付が受けられず、確認申請書(写し)の添付によって申請が受理されている場合には、労働局長は、事業主等より後日確認済証(写し)が提出されていることを確認した後、計画認定を行うものとする。

- (3) 労働局長は、設置・運営計画、運営計画又は増築計画を認定した場合は、「事業所内保育施設設置・運営計画(変更)認定決定通知書」(保様式第2号)、「事業所内保育施設運営計画(変更)認定決定通知書」(保様式第2号)又は「事業所内保育施設増築計画(変更)認定決定通知書」(保様式第2号)により当該事業主等へ通知するものとする。

また、不認定とした場合は、「事業所内保育施設設置・運営計画(変更)不認定決定通知書」(保様式第3号)、「事業所内保育施設運営計画(変更)不認定決定通知書」(保様式第3号)又は「事業所内保育施設増築計画(変更)不認定決定通知書」(保様式第3号)により、当該事業主等へ通知するものとする。

- (4) 労働局長は、認定決定後に認定要件を満たしていないことが判明した場合は、当該認定決定を取り消し、「事業所内保育施設設置・運営計画(変更)認定決定取消し通知書」(保様式第8号)により、その旨を当該事業主等へ通知するものとする。

## 8 計画の変更の申請及び認定

- (1) 設置・運営計画、運営計画又は増築計画の認定を受けた事業主等において、当該計画を変更しようとする場合は、「事業所内保育施設計画変更認定申請書」(保様式第1号-2)によりその変更内容を記入して労働局長に提出しなければならない。法人の分割又は合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合及び共同事業主の構成事業主の変更があった場合も同様とする。
- (2) 設置・運営計画、運営計画若しくは増築計画の変更申請、認定又は認定取消しを行う場合は、6及び7を準用する。

## 9 支給申請手続

支給申請は申請期間内に、「両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費))支給申請書」(保様式第4号)(以下「支給申請書」という。)及び労働協約(写し)又は就業規則(写し)(当該事業主等において、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を定めていることが確認できる部分。以下同じ。)並びに(1)～(4)に定める必要書類を添付し、認定を受けた労働局長に提出して行うものとする。

なお、支給申請を行ったことのある事業主等で、当該申請時に提出した労働協約(写し)又は就業規則(写し)が法令に則しており、かつその内容に変更がない場合は、提出を必要としないものとする。

また、公表及び周知が義務付けられる前に一般事業主行動計画が策定されている事業主については、自社のホームページの画面を印刷した書類等一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類であってその日付が分かるものによって確認すること。

### (1) 設置費

#### ア 申請期間

- (ア) 運営開始日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。
- (イ) 運営開始日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

#### イ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等は、次のすべての書類を提出しなければならない。

#### (ア) 新築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写し)(同法の適用を受ける場合のみ。)
- b 建物登記簿謄本

- c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）（写し）及び新築に要した総費用の領収書（写し）
  - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
  - e 当該事業所内保育施設の最初の利用者（事業主等が雇用する雇用保険の被保険者に限る。）と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写し）
- (イ) 既存の所有の建物を増築して事業所内保育施設を新設した場合
- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
  - b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）及び増築に要した総費用の領収書（写し）
  - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
  - d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写し）
- (ロ) 購入して事業所内保育施設を新設した場合
- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
  - b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
  - c 売買契約書（写し）及び購入に要した費用の領収書（写し）
  - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
  - e 既存の建物を購入して、増築を行った場合は、工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）及び増築に要した総費用の領収書（写し）
  - f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）
  - g 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写し）
- (ハ) 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を新設した場合
- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）（同法の適用を受ける場合のみ）
  - b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
  - c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写し）及び増築に要した総費用の領収書（写し）
  - d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写し）

## (2) 運営費

### ア 申請期間

運営開始日（事後認定事業主等が運営する施設については、「運営計画の認定日」と読み替えるものとする。）により申請期間を次のとおりとする。

#### (イ) 新たに運営計画の認定を受けた事業主等

- a 1月1日から6月末日までに運営を開始した施設については、前年の7月1日から6月末日までに運営を行った期間に要した費用について、7月1日から7月末日までを申請期間とする。

ただし、平成24年度については、平成24年1月1日から同年6月末日までに運営を行った期間に要した費用について、同年7月1日から7月末日までを申請期間とする。

b 7月1日から12月末日までに運営を開始した施設については、前年の1月1日から12月末日までに運営を行った期間に要した費用について、翌年1月1日から1月末日までを申請期間とする。

(イ) 既に運営費の支給を受けている事業主等

既に運営費の支給を受けている事業主等が運営費に係る支給申請を行う場合は、当該施設が運営を開始した月に応じて、それぞれ上記(ア) a又はbに定める申請期間とする。

イ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等は、次のすべての書類を提出しなければならない。ただし、過去に運営費の申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更がない場合においては、下記(ア)の保育士証(写し)、(エ)、(オ)及び(カ)の看護師の免許証(写し)について、再度の提出を必要としないものとする。

(ア) 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証(写し)、賃金台帳(写し)及び出勤簿(写し)

(保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳(写し)に代えてその委託料のうち保育士の人件費部分を証明する書類)

(イ) 支給対象期間に該当する期間について、保育の実施状況を明らかにする書類(保育日誌(写し)等、乳幼児の保育時間、保育士の配置状況を確認できるもの)

(ロ) 事業所内保育施設が賃借物件である場合は、当該施設の賃借料領収書(写し)

(エ) 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類

(オ) 事業所内保育施設を設置する事業所が医療機関以外である場合は、医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類

(カ) 体調不良児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、当該事業所内保育施設に配置される看護師の免許証(写し)、賃金台帳(写し)及び出勤簿(写し)(保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳(写)に代えてその委託料のうち看護師の人件費部分を証明する書類)

(キ) 体調不良児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、看護日誌(写し)等、及び安静室の利用状況を明らかにする書類

(ク) 保育士を保育従事者等研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合、代替の保育士に支払った賃金台帳(写し)及び保育従事者研修会の開催通知等

(3) 増築費

ア 申請期間

(ア) 増築部分に係る運営再開日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。

(イ) 増築部分に係る運営再開日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

イ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等は、次のすべての書類を提出しなければならない。

(ア) 5人以上の増員を伴う増築若しくは安静室を設ける増築又は4の(1)、(2)又は(4)の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の(1)、(2)及び(4)の要件を満たす施設にするための増築を行い、増築費の助成を受けようとする事業主

a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写し)(同法の適用を受ける場合のみ)

b 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写し)及び増築に要した総費用の領収書(写し)

c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真

d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写し)

- (イ) 既存の保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替え又は4の(1)、(2)又は(4)の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の(1)、(2)及び(4)の要件を満たす施設にするための建替えを行い、増築費の助成を受けようとする事業主
- a 新築により事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写し)(同法の適用を受ける場合のみ)
  - (b) 建物登記簿謄本
  - (c) 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写し)及び新築に要した総費用の領収書(写し)
  - (d) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
  - (e) 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写し)
- b 既存の所有の建物の増築により事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写し)(同法の適用を受ける場合のみ)
  - (b) 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写し)及び増築に要した総費用の領収書(写し)
  - (c) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
  - (d) 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写し)
- c 購入により事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写し)(同法の適用を受ける場合のみ)
  - (b) 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
  - (c) 売買契約書(写)及び購入に要した費用の領収書(写し)
  - (d) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
  - (e) 既存の建物を購入して、増築を行った場合、工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写し)及び増築に要した総費用の領収書(写し)
  - (f) 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書(土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ)
  - (g) 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写し)
- d 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を建て替えた場合
- (a) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写し)(同法の適用を受ける場合のみ)
  - (b) 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
  - (c) 工事請負契約書(工事費内訳書を含む)(写し)及び増築に要した総費用の領収書(写し)
  - (d) 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類(写し)

(4) 保育遊具等購入費

ア 申請期間

設置費又は増築費の申請と同時期に申請するものとする。

イ 添付書類

支給申請書を提出する事業主等は、次のすべての書類を提出しなければならない。

- (ア) 保育遊具等購入品目の納品書（写し）
- (イ) 保育遊具等購入品目の領収書（写し）
- (ウ) 保育遊具等購入品目の写真

(5) 共同事業主の支給申請

共同事業主が、本助成金の支給申請を行う場合は、そのすべての事業主が支給申請を行わなければならない。

ただし、添付書類については、その共同する事業主のいずれか一つの事業主が添付していれば、他の共同事業主の添付は不要とする。

また、既に当該申請を行ったことのある共同事業主で、協定書等の内容に変更がなく、自社負担額のない事業主は、支給申請を行う必要はない。

## 10 返還

労働局長は、助成金の支給を受けた事業主等が、次の（１）（２）又は（５）のいずれかに該当する場合には、各号に掲げる範囲に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、返還させるものとし、「両立支援助成金支給決定取消・返還通知書」（㊦様式第3号）により、当該事業主等に対して、支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

（３）又は（４）に該当する場合は、各号に記載する範囲で返還させるものとし、「両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）返還通知書」（㊧様式第6号）により返還額を通知するものとする。なお、財産処分の承認について、国庫納付に関する条件が付されない場合はこの限りでない。

(1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部又は一部

(2) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

(3) 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けた場合

支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部

(4) 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合

支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部

(5) 支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合

支給した助成金の全部又は一部

## 11 調整

(1) 設置費

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（設置費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の設置に係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、病院内保育所施設整備事業の補助金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち先進的事業支援特例交付金（介護関連施設等において当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業）の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

(2) 運営費

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（運営費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の運営に係る経費に対し、特例子会社等設立促進助成金、「現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）」に係る認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金、病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金（運営費）、地域介護・福祉空間整備推進交付金の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、同一の支

給対象期間においては当該助成金は支給しないものとする。

### (3) 増築費

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（増築費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の増築又は建替えに係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金又は重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

### (4) 保育遊具等購入費

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（保育遊具等購入費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の保育遊具等購入に係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、地域介護・福祉空間整備推進交付金又は財団法人こども未来財団から保育遊具等の購入費の助成を、過去5年間に受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

## 第2 子育て期短時間勤務支援助成金

### 1 趣旨

子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対する子育て期短時間勤務支援助成金（以下、第2において「助成金」という。）の支給により、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

### 2 支給対象事業主の要件

次の各号のすべてに該当する雇用保険適用事業主に対して支給するものであること。

また、本助成金は企業を単位として支給するものであること。

#### (1) 以下のア及びイを満たす事業主であること。

ア 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。

常時雇用する労働者（※）の数が100人以下の事業主にあつては、平成24年6月30日以前に、支給申請の対象となる労働者が短時間勤務制度の利用を開始する場合は、少なくとも3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。

また、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化している事業主であること。

イ 雇用保険の被保険者として雇用する、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者であつて、アで制度化した短時間勤務制度の利用を希望した者に連続して6か月以上利用させたこと。

なお、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者を対象とする場合は、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。

（※）常時雇用する労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、2か月を超える雇用期間の定めのある者及び雇用期間の定めのない者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の労働者とおおむね同等である者をいう。

また、「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者」とは、現に当該企業の通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間以上である場合は、おおむね40時間である者をいう。ただし、労働基準法の特例として、所定労働時間が40時間を上回っている場合は、「おおむね同等」とは、当該所定労働時間とおおむね同等であるものとする。

#### (2) (1) で制度化した短時間勤務制度を連続して6か月以上利用した労働者（新たに雇用した労働

者にあつては雇用期間の定めのない者であること。)であつて、時間当たりの基本給の水準及び基準等が、同種の業務に従事する通常の労働者と同様以上である者(以下「支給対象労働者」という。)を短時間勤務制度利用開始時に雇用保険の被保険者として雇用しており、かつ、短時間勤務制度を連続して6か月利用した日の翌日から引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用しており、さらに、雇用保険の被保険者として支給申請日において雇用していること。

「時間当たりの基本給の水準及び基準等が、同種の業務に従事する通常の労働者と同様以上である者」とは、少なくとも厚生労働省職業分類中分類が同じ業務に従事する通常の労働者と比較して、賃金規定、賃金表、賃金台帳、給与明細等により、職種、学歴、年齢、勤続年数等を勘案し、同様以上と判断できる者のことであり、基本給のみならず、職務手当、資格手当等の諸手当、賞与等も含め、同様以上の支払いを受けた者であること。

なお、支給対象労働者が短時間勤務制度の利用前に通常の労働者として勤務していた場合は、当該労働者の短時間勤務制度利用前後の時間当たりの基本給の水準等を比較するものであること。

また、短時間勤務制度を連続して6か月以上利用させたこととは、短時間勤務を利用開始した日から6か月間の1か月毎の所定労働日数のうち、5割以上就労し、うち、就労した日数の8割以上短時間勤務を利用したことをいうものであること。

おつて、年次有給休暇、母性健康管理の措置としての休業、産前産後休業、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇等、法に基づき請求できる休業については、就労し、かつ短時間勤務をしたものとみなすものであること。

(3) 育児休業、所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置について、育児・介護休業法に基づいて労働協約又は就業規則に定めている事業主であること。

なお、所定労働時間の短縮措置については、支給対象労働者が短時間勤務制度の利用開始前に労働協約又は就業規則に定めている事業主であること。

(4) 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を労働局長に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

### **3 助成金の対象となる短時間勤務**

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当し、1月当たり、又は1週当たりの労働時間が短縮したものであること。

(1) 1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務

1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮しているもの。

なお、週又は月の所定労働日数を増やしたことにより、週又は月の所定労働時間が短縮されていない場合は該当しない。

(2) 週又は月の所定労働時間を短縮する短時間勤務

1週毎の所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮しているもの。

(3) 週又は月の所定労働日数を短縮する短時間勤務

1週毎の所定労働日数が5日以上の場合について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮しているもの。

### **4 支給額**

支給額は、1事業主当たり以下のとおりとする。

(1) 支給対象労働者が最初に生じた場合(平成22年4月1日以降に初めて支給対象労働者が生じた場合に限る。)

常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主 40万円

常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主 30万円

なお、上記の金額は、1事業主について1回に限り支給する。

(2) (1)の支給決定を受けた最初の支給対象労働者が、短時間勤務制度を連続して6ヶ月間利用し

た日の翌日から引き続き雇用保険の被保険者として1ヶ月雇用した日の翌日から5年以内（過去に育児・介護雇用安定等助成金（レベルアップ助成金）の短時間勤務支援コース（以下「旧助成金」という。）の支給を受けていた事業主は、旧助成金で最初に支給対象労働者が生じた日の翌日を起算日とする。）に2人目以降の支給対象労働者（同一の子を養育する同一の労働者を除く。）が生じた場合1人当たり、

常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主 15万円

常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主 10万円

ただし、支給は、（1）の支給対象労働者と合せて、1事業主当たり延べ10人（常時雇用する労働者の数が100人以下は1事業主当たり延べ5人）を限度とし、過去に旧助成金又は中小企業子育て支援助成金（短時間勤務制度についての助成に係るものに限る。）の支給を受けていた事業主は、支給対象労働者を通算するものとする。

## 5 支給申請手続

助成金の支給を受けようとする事業主は、2の（2）を満たした日の翌日から3か月以内に、「両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）支給申請書」（㊤様式第1号）に次の書類を添付の上、申請事業主の人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所（以下「本社等」という。）の所在地を管轄する労働局長（以下、第2において「労働局長」という。）に提出するものとする。

なお、支給申請は、支給対象労働者が生じた事業所にかかわらず、本社等が行うものとする。

### （1）労働協約（写し）又は就業規則（写し）

ア 本社等及び支給対象労働者が生じた事業所に適用される2の（1）の支給対象となる制度を定めていることが確認できる部分

イ 育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置が規定されていることが確認できる部分

なお、当該事業所において期間を定めて雇用される者に適用される労働協約又は就業規則が、期間を定めずに雇用される者に適用されるものと異なる場合は、当該労働協約（写し）又は就業規則（写し）も併せて添付すること。

また、当該事業所において、短時間労働者に適用される労働協約又は就業規則が規定されている場合は、当該労働協約（写し）又は就業規則（写し）も併せて添付すること。

### （2）支給対象労働者に係る短時間勤務制度の利用申出書（写し）

（3）タイムカード（写し）、賃金台帳（写し）、雇入れ通知書（写し）等支給対象労働者が短時間勤務制度を利用したことを確認できる書類（支給対象労働者が新たに雇用した者である場合には上記に加えて労働契約書（写し）又は労働条件通知書（写し）等雇用期間の定めがないことが確認できる書類）、時間当たりの基本給の水準及び賞与の支給水準が同種の業務に従事する通常の労働者と同等以上であることが確認できる書類

### （4）健康保険証（写し）等支給対象労働者の養育する子どもの年齢が確認できる書類（写し）

なお、上記アについては、既に当該申請を行ったことのある事業主で、その内容に変更がない場合は、再度の提出を要しないものとする。

## 6 返還

労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が、次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、支給された助成金を返還させるものとし、「両立支援助成金支給決定取消・返還通知書」（㊤様式第3号）により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

### （1）不正行為により助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部又は一部

### （2）助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

### （3）支給の目的に違反した場合

支給した助成金の全部又は一部

### （4）支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合

支給した助成金の全部又は一部

## 7 調整

- (1) 助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の子を養育する同一の労働者について、中小企業両立支援助成金（中小企業子育て支援助成金）の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、助成金は支給しないものとする。  
また、助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の労働者について、中小企業両立支援助成金（継続就業支援コース）の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、子育て期短時間勤務支援助成金は支給しないものとする。
- (2) 助成金の支給を受けることのできる事業主に支給対象労働者が生じたときに、中小企業両立支援助成金（中小企業子育て支援助成金（短時間勤務制度についての助成に係るものに限る。））の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、4の（1）の規定を適用せず、中小企業両立支援助成金（中小企業子育て支援助成金）の短時間勤務制度を利用した労働者の数を通算し、2人目以降の支給対象労働者が生じた場合に準じて4の（2）の助成額を支給するものとする。
- (3) 助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第13条第1項第3号に該当する事業主に係るものに限る。）又は短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該事由については助成金は支給しないものとする。

## 8 経過措置

両立支援レベルアップ助成金（子育て期の柔軟な働き方支援コース）について、平成20年3月31日以前に、最初に支給対象労働者が生じた事業主に対する支給については、「育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）支給要領」等の定めるところによる。

### 第3 不支給要件（共通事項）

支給対象事業主等からの支給申請であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該事業主等には事業所内保育施設設置・運営等支援助成金及び子育て期短時間勤務支援助成金（以下「助成金」という。以下同じ）を支給しないものとする。

- 1 助成金の支給申請日が属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。）に、労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。）を納入していない場合
- 2 支給決定日までの過去3年間に、悪質な不正行為により本来支給を受けることのできない助成金等（雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金。以下同じ。）のを受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られている場合
- 3 支給申請日から起算して過去1年間に於いて、労働基準法、育児・介護休業法等の労働関係法令の重大な違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）があることにより、当該事業主等に助成金を支給することが適切でないと認められる場合  
なお、育児・介護休業法の重大な違反については、支給決定までの間に行われたものを含む。
- 4 支給申請時点で育児・介護休業法に違反し、同法第56条に基づく助言又は指導を受けたが是正していない場合

### 第4 支給申請期間及び認定申請期間の取扱い（共通事項）

支給申請及び認定申請（以下「支給申請等」という。）期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌日の1月3日までの日）に当たる場合には、当該行政機関の休日の翌日を支給申請等期間の末日とみなす。

また、天災その他やむを得ない理由により支給申請等期間内に支給申請等ができなかった場合には、当該理由のやんだ後7日以内にその理由を記した書面を添えて申請することができる。

## 第5 支給申請書及び認定申請書の受理（共通事項）

助成金の支給を受けようとする事業主等は、第1の3の(1)の(ア)で規定する当該事業所内保育施設を設置する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、又は第2の5で規定する本社等の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）に当該支給申請書、又は認定申請書（以下「支給申請書等」という。）を提出するものとする。

労働局長は、次の事項について確認した上で当該支給申請書等を受理する。

### 1 支給申請等期間内に提出されていること。

なお、郵送（簡易書留を必須とする。）により提出されたものについては、消印の日付をもって支給申請日とすること。

### 2 支給申請書等に所要の事項の記載及び押印がされていること。

### 3 所定の添付書類が添付されていること。

なお、当該支給申請書等を受理する際は、受理印を押した後、その写しを当該事業主等に返戻するものとする。

## 第6 支給決定手続（共通事項）

### 1 支給決定

労働局長は、支給要件を満たすものと判定された事業主等について、支給決定及び支給額の算定を行う。

### 2 支給台帳の作成

労働局長は、事業主等から提出された支給申請書を受理した場合は、「両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）支給台帳」（保様式第7号）及び、「両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）支給台帳」（㊟様式第2号）を作成し、所要事項を記載するものとする。

### 3 支給又は不支給の決定

(1) 労働局長は、支給申請書等により受給資格の有無及び支給要件を満たしているか等を審査し、助成金の支給又は不支給の決定を行うものとする。なお、必要に応じて実地調査又は事情聴取等を行うこととする。

ただし、全国の申請状況から予算額が不足することが見込まれる場合は、支給件数及び支給額について全国の調整を行い、予算額の範囲内において支給決定するものとする。

(2) 労働局長は、支給申請書に審査結果を記入するとともに、支給の決定をした場合は、支給決定年月日、支給決定番号等を記入するものとし、不支給の決定をした場合は、備考欄にその理由を記入するものとする。

### 4 支給決定等の通知

労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）支給決定通知書」（㊟様式第5号）及び、「両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）支給決定通知書」（㊟様式第3号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援助成金不支給決定通知書」（㊟様式第1号）により申請事業主等に通知するものとする。

### 5 支給の方法

助成金の支給は、労働局長から支給申請書に記載された事業主等の金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

## 第7 助成金に係る不正受給（共通事項）

1 労働局長は、偽りその他不正の行為（以下「不正行為」という。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主等に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消す決定をした上で返還させるものとする。

- 2 不正行為とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に触れる行為を含むことはもちろんであるが、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとするをいう。  
支給申請書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合には、これに該当しない。
- 3 不正行為が次のいずれかに該当するものである場合は、不正の行為が特に悪質なものと認められるものとして取り扱う。
  - (1) 架空の労働者を仕立て上げ、事実実態のない事業所においてあたかも就労したように見せかけて虚偽の申請を行った場合
  - (2) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等を二重に作成し、虚偽の申請を行った場合
  - (3) 組織的・計画的であり、又は繰り返し不正に助成金を受給した場合
  - (4) その他上記に準じる行為が行われた場合
- 4 不正受給に係る調査確認は、次により行うものとする。
  - (1) 労働局長は、提出された支給申請書等について審査を行い、不審な点がみられる場合等に不正受給に係る調査を行う。
  - (2) 調査確認に当たって必要となる事業主等関係者からの関係書類の提出指導、実地調査、事情聴取等については、労働局において行うことを原則とする。
  - (3) 調査確認の過程で関係事業主等が広範囲にわたる恐れがあること等が判明した場合には、それまでの調査確認の内容を必要に応じて労働局から関係する他の都道府県労働局に伝達し、連携して調査確認を行う。
  - (4) 既に受給した助成金について調査確認を行う場合は、上記と同様に労働局において行うことを原則とする。
  - (5) 労働局長は、調査確認を行った後、関係事業主等に対する不支給又は支給決定取り消しの要否を決定する。
- 5 労働局長は、助成金について、3に該当すると認められる場合には、助成金の不支給を決定した日又は支給決定を取り消す決定をした日以降3年間、助成金を支給しない決定を行い、「両立支援助成金支給停止決定通知書」(Ⓔ様式第2号)により、当該事業主等に対して通知するものとする。

## **第8 支給制限（共通事項）**

国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に対しては、成金は支給しないものとする。

## **第9 代理人の取扱い（共通事項）**

事業主等は、助成金に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。この場合において、代理人は、計画の認定申請、計画の変更申請又は支給申請等にあたっては、計画認定申請書、計画変更認定申請書又は支給申請書（以下「申請書等」という。）等に記名押印又は自署による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）（事業主の印は不要）を記すものとする。また、申請書等の受理に当たっては、労働局長は正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出を求めることとする。

なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の2又は第1号の3に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請書等の提出を行う場合には、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条から第16条の3までの規定に基づき、申請書等に事業主の記名押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印を行うものとする。

## **附 則**

この要領は平成24年4月1日から施行する。